（別紙様式2）

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都 道 府 県 名 ： 熊本県
農 業 委 員 会 名 ： 南関町農業委員会

Ⅰ 農業委員会の状況（令和2年4月1日現在）

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	825	632	—	—	—	1460
経営耕地面積	517	202	126	75	1	719
遊休農地面積	53	25	—	—	—	78
農地台帳面積	952	1088	—	—	—	2040

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	1058
自給的農家数	394
販売農家数	664
主業農家数	86
準主業農家数	142
副業的農家数	436

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	859
女性	380
40代以下	55

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	71
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	9
農業参入法人	9
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 4 年 3 月 31 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	11	11
認定農業者	―	5
認定農業者に準ずる者	―	3
女性	―	2
40代以下	―	0
中立委員	―	1

＊現在の体制を記載すること

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	11	11	23

Ⅱ　担い手への農地の利用集積・集約化

1　現状及び課題

現　　状 （令和2年3月現在）	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1460　ha	359　ha	24.6　%
課　　題	農業従事者の高齢化や他産業への就業による農業者の減少に伴い、耕作放棄地が増加している。また、担い手である認定農業者も高齢化により認定の更新を行わない農業者も出てきていることから、個人経営だけでなく、集落営農型の担い手の育成・確保、そして基盤の整備が早急に必要である。		

※1　管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2　これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積を記入

2　令和2年度の目標及び実績

集積目標　①	集積実績　②	（うち、新規実績）	達成状況（②／①×100）
366　ha	385　ha	26　ha	105.2　%

※1　集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入
※2　集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入
※3　新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積（非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地）をどの程度増加させたかを記入

3　目標の達成に向けた活動

活動計画	農業委員、農地利用最適化推進委員による農用地の集積に係る情報の収集・分析活動及び農地の利用集積に向けた掘り起こし活動を行い、中間管理機構の利用を中心とした、集積・集約を図る。
活動実績	○規模拡大希望農家への中間管理機構を活用した農地の貸借の推進を行なった。 ○利用意向調査の実施による情報の収集を行なった。

※　活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4　目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農地の利用集積目標を達成できたが、さらに推進を行なう。
活動に対する評価	遊休農地の解消を含めた農地の集積・集約活動がさらに必要である。

Ⅲ　新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1　現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数
	3 経営体	3 経営体	0 経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積
	1.1　ha	31.2　ha	0　ha
課　　題	中山間地であることから、農地が不整形・狭小であり、また、圃場整備が進んでいないことや、農地の貸借に対して抵抗があり、集約・集積・規模拡大が出来ず、新規就農が厳しい環境である。		

※1　新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。
※2　新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2　令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況（②／①×100）
1 経営体	1 経営体	100.0　%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況（④／③×100）
1　ha	1　ha	100.0　%

※1　参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入
※2　参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入
※3　参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3　目標の達成に向けた活動

活動計画	年間を通して、南関町担い手推進協議会と協力して、新規就農希望者への相談対応及び農地のあっせん活動を行う。
活動実績	認定新規就農者があり、目標を達成することができた。

※　活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4　目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	新規就農者からの相談対応及びあっせん活動について、南関町担い手推進協議会と、具体的な取り組みの実施が必要である。
活動に対する評価	新規就農希望者に対する具体的な対応及び体制の確立が必要である。

Ⅳ　遊休農地に関する措置に関する評価

1　現状及び課題

現　　状 （令和元年12月現在）	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	割合（B／A×100）
	1460　ha	142　ha	9.7　%
課　　題	中山間地という土地の特性上、不整形で狭く、また山間に入り込んだ農地が多く、所有者が貸借を希望しても、利活用が困難な農地の遊休農地化が進んでいる。		

※1　管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2　遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2　令和２年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況（②／①×100）
2.8　ha	12　ha	428.6　%

※1　解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入
※2　解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3　２の目標の達成に向けた活動

	措置の内容	調査員数（実数）	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
活動計画	農地の利用状況調査	22　人	7月～9月	7月～10月
		調査方法	7月：利用状況調査実施に関する打ち合わせ会議 7月～9月：利用状況調査 7月～10月：利用状況調査のとりまとめ	
	農地の利用意向調査	調査実施時期：　11月～1月		
	その他の活動			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数（実数）	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		22　人	7月～9月	7月～10月
	農地の利用意向調査	調査実施時期　11月～1月	調査結果取りまとめ時期　11月～3月	
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数：　0 筆	調査数：　0　筆	調査数：　0　筆
		調査面積：　0 ha	調査面積：　0　ha	調査面積：　0　ha
	その他の活動			

4　目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	担い手への農地の集積を進めているが、中山間地で不整形な農地が多く、効率的な営農が難しいため、遊休農地の解消目標を達成できなかった。
活動に対する評価	遊休農地は拡大しているため、農地のあっせんだけではなく、農地の利用条件の改善や、基盤整備などの推進を他の団体と協力して行う必要がある。

Ⅴ　違反転用への適正な対応

1　現状及び課題

現　　状 （令和2年3月現在）	管内の農地面積（A）	違反転用面積（B）
	1460　ha	0　ha
課　　題	違反転用農地の把握と農地法に関する周知を行う。	

※　管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※　違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2　令和2年度実績

実　　績①	増減（B-①）
0　ha	0　ha

※　実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3　活動計画・実績及び評価

活動計画	7月から9月：農地パトロールによる違反転用農地の把握と新たな違反転用の発生防止に努める。 9月：農地転用に関して広報誌への掲載を行う。 年間：発見された違反転用者に対する是正指導を関係機関と連携を図りながら行う。
活動実績	7月から9月：農地パトロールによる調査を実施。 9月：広報誌への無断転用に関する記事を掲載。
活動に対する評価	農地パトロールによる町内全域の調査による把握が出来た。

※　活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅵ　農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1　農地法第3条に基づく許可事務

（1年間の処理件数:　　42 件、うち許可　　42 件及び不許可　　0 件）

点検項目		具体的な内容	
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、農業委員及び農地利用最適化推進委員、事務局職員で現地調査をし、必要に応じて申請者に対する聞き取りを実施している。	
	是正措置	―	
総会等での審議	実施状況	関係法令、審査基準に基づき、議案ごとに審議している。	
	是正措置	―	
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0　件
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0　件
	是正措置	―	
審議結果等の公表	実施状況	議事録をホームページで公表している。	
	是正措置	―	
処理期間	実施状況	標準処理期間　申請書受理から　30 日	処理期間（平均）　25 日
	是正措置	―	

2　農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

（1年間の処理件数:　　23　件）

点検項目		具体的な内容	
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、農業委員及び農地利用最適化推進委員、事務局職員で現地調査をし、必要に応じて申請者に対する聞き取りを実施している。	
	是正措置	―	
総会等での審議	実施状況	許可基準に基づき、転用事業内容、立地状況等について総合的に判断している。	
	是正措置	―	
審議結果等の公表	実施状況	議事録をホームページで公表している。	
	是正措置	―	
処理期間	実施状況	標準処理期間　申請書受理から　40 日	処理期間（平均）　25　日
	是正措置	―	

３　農地所有適格法人からの報告への対応

<table>
<tr><th>点検項目</th><th colspan="3">実施状況</th></tr>
<tr><td rowspan="6">農地所有適格法人からの報告について</td><td colspan="2">管内の農地所有適格法人数</td><td>1　　法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち報告書提出農地所有適格法人数</td><td>法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数</td><td>法人</td></tr>
<tr><td>うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数</td><td>法人</td></tr>
<tr><td>うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人</td><td>法人</td></tr>
<tr><td>提出しなかった理由</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">農地所有適格法人の状況について</td><td colspan="2">農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数</td><td>法人</td></tr>
<tr><td>対応状況</td><td></td></tr>
</table>

４　情報の提供等

<table>
<tr><th colspan="2">点検項目</th><th colspan="2">具体的な内容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">賃借料情報の調査・提供</td><td rowspan="2">実施状況</td><td>調査対象賃貸借件数　　件</td><td>公表時期
令和　年　月</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報の提供方法:</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">農地の権利移動等の状況把握</td><td rowspan="2">実施状況</td><td>調査対象権利移動等件数　　件</td><td>取りまとめ時期
令和　年　月</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報の提供方法:</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">農地台帳の整備</td><td rowspan="3">実施状況</td><td colspan="2">整備対象農地面積　　2040　ha</td></tr>
<tr><td colspan="2">データ更新:　随時</td></tr>
<tr><td colspan="2">公表:　農地法に基づき農地情報をインターネット上で公表している。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ　地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 〈対処内容〉

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 〈対処内容〉

※　Ⅱ～Ⅵの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ　事務の実施状況の公表等

1　総会等の議事録の公表

HPに公表している　　その他の方法で公表している

2　農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数　　件

提出先及び提出した意見の概要	

3　活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している　　その他の方法で公表している